

2018年8月28日から「顧客確認制度」が強化されます

□ 変更される顧客確認制度

■ 2018年8月28日から変更される顧客確認制度の主な内容

◆ 金融会社が法人や団体顧客との金融取引をする場合、代表者の身元を確認

- (変更前) 代表者の氏名 (変更後) 代表者の氏名、生年月日、国籍
- 関連法規 : 「特定金融取引情報の報告及び利用等に関する法律施行令」第10条の4 (顧客の身元に関する事項)

■ 顧客確認制度とは？

- ◆ 顧客確認制度(Customer Due Diligence, CDD)とは金融会社が提供する金融商品やサービスが資金洗浄などの不法行為に利用されないように、顧客の氏名、住民登録番号などの実際名義と住所、連絡先、業種そして実際の所有者及び金融取引の目的等を確認して、顧客に正当な注意を払うようにする制度です。

※ 関連法規

- 「特定金融取引情報の報告及び利用等に関する法律」第5条の2 (金融機関等の顧客確認義務)
- 「公衆等脅迫目的のための資金調達行為の禁止に関する法律」
- 「犯罪収益隠匿の規制及び処罰等に関する法律」

◆ 顧客確認対象取引

1. 口座の新規開設

顧客が金融会社と継続的な金融取引を開始する目的で契約を締結することです。

例) 新規口座開設、保険・共済契約は、融資・保証・ファクタリング契約の締結、譲渡性預金証書の発行等

2. ウォン貨2千万ウォン (外貨1万ドル) 以上の一回性金融取引

金融機関等に開設された口座によらない金融取引です。

例) 無通帳振込み (振込)、外貨送金両替、小切手の発行、手形・小切手の支払い、プリペイドカード売買等

◆ 顧客確認内容

1. 顧客別顧客確認

区分	身元確認の内容
個人	実際名義 (氏名、失名番号)、住所、連絡先、職業、実際の所有者に関する事項
営利法人	実際名義、業種、本店及び事業場の所在地。連絡先、代表者の氏名・生年月日・国籍、実際の所有者に関する事項
非営利法人及びその他の団体	実際名義、設立目的、主たる事務所の所在地、連絡先、代表者の氏名・生年月日・国籍、実際の所有者に関する事項
外国人と外国の団体	上記該当事項、国籍、国内居所又は事務所の所在地

2. 実際の所有者に関する事項を確認

新規口座開設又は2千万ウォン以上（1万米ドル）の一回性金融取引などを行う場合、金融会社は実際の所有者（Beneficial Owner、顧客を最終的に支配したり制御する自然人）に関する事項の確認が必要です。従って新規口座開設等の場合、金融会社に株主名簿等、実際の所有者に関する事項の提出が必要です。

3. 強化された顧客確認(EDD, Enhanced Due Diligence)

金融会社は資金洗浄のリスクが高いと評価された顧客（国籍、業種等）やサービスにつきましては身元確認の他、「顧客の実際の当事者なのか、及び金融取引の目的と取引資金の源泉」などの追加情報を確認する必要があります。

◆ 金融会社の顧客確認のための情報提供を拒否する顧客に対しての金融取引拒絶

新規口座開設又は2千万ウォン以上（1万米ドル）の一回性金融取引などを行う場合、金融会社の顧客確認のための情報提供の要求に対して、顧客が情報提供を拒否した場合、金融会社は取引を拒絶しなければならず、すでに取引関係が樹立されている既存の顧客の場合でも、取引を中止すべきです。

◆ 継続的な顧客情報の再確認手続き

金融会社は、顧客確認をした顧客との取引を維持されている間、顧客に対して継続的に顧客の確認を実施します。顧客情報の再確認過程を経て、金融会社が確保している顧客・ビジネス・リスク評価・資金源等の情報が、実際の取引内容と一貫性があるか、顧客確認のために収集された文書、資料、情報が最新であり、適切なのか確認する必要があります。従って弊行からお客様に顧客確認のための情報を定期的にご要請するのをお知らせ致します。